

（車線逸脱警報装置）

第51条の2 平成27年7月31日以前に製作された自動車については、保安基準第43条の6の規定並びに細目告示第67条の2、第145条の2及び第223条の2の規定は、適用しない。

- 2 令和元年10月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの（平成29年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成29年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。
- 3 令和3年10月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車又は令和3年10月31日以前に発行された出荷検査証に係る専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものであって、これらの自動車のうち車両総重量が12トン以下のもの（令和元年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（令和元年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。
- 4 令和元年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引^{けん}自動車を除く。）であって車両総重量が22トンを超えるもの（平成29年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成29年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。
- 5 令和2年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引^{けん}自動車を除く。）又は令和2年10月31日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送^{けん}の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引^{けん}自動車を除く。）であって、当該出荷

検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものであって、これらの自動車のうち車両総重量が20トンを超え22トン以下のもの（平成30年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成30年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。

- 6 令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する^{けん}牽引自動車であって車両総重量が13トンを超えるものを除く。）又は令和3年10月31日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する^{けん}牽引自動車であって車両総重量が13トンを超えるものを除く。）であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものであって、これらの自動車のうち車両総重量が8トンを超え20トン以下のもの（平成30年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成30年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。
- 7 令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車又は令和3年10月31日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものであって、これらの自動車のうち車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のもの（令和元年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（令和元年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。
- 8 令和2年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する^{けん}牽引自動車に限る。）又は令和2年10月31日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の^{けん}運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する^{けん}牽引自動車に限る。）であって、当該出荷

検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものであって、これらの自動車のうち車両総重量が13トンを超えるもの（平成30年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成30年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。

- 9 指定自動車等以外の自動車については、当分の間、細目告示第145条の2第1項中「協定規則第130号の規則5. 及び6. 」とあるのは「当該自動車が走行中に車線から逸脱しようとしている、又は逸脱していることを検知した場合に運転者に警報するものであり、当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により車線逸脱警報装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること」と読み替えることができる。
- 10 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第67条の2の規定中「協定規則第130号」とあるのは、「協定規則第130号補足改訂版」と読み替えることができる。
 - 一 令和8年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和10年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの